

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和5年4月4日

吉野川市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				古城、青木、東麦原、朝日麦原、境谷、宮地、季邦、西ノ原、山ノ神、新田谷石堂、安楽寺、丸山、旗見住吉、横走	無	令和元年度～令和5年度	川俣地区農地・水環境保全会